

1 平成22年12月1日付け津市監査委員告示第7号公表分

(1) 公民館

太郎生公民館、伊勢地公民館、多気公民館及び下之川公民館

監査の結果	<p>ア 太郎生公民館</p> <p>平成19年9月に受け入れた120枚の郵便はがきについて、2年以上全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期間保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。</p> <p>イ 伊勢地公民館</p> <p>同公民館における過去3年間の郵便はがきの年間平均使用枚数は20枚程度であるものの、保有残高(平成22年3月31日現在の受払簿記帳残高)は、その約16.5倍相当の329枚となっており、使用見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。</p> <p>ウ 多気公民館</p> <p>平成20年度以前に受け入れた262枚の郵便はがきについて、2年以上全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期間保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。</p> <p>エ 下之川公民館</p> <p>同公民館における過去3年間の郵便はがきの年間平均使用枚数は65枚程度であるものの、毎年度平均して150枚程度の郵便はがきを受け入れているため、保有残高(平成22年3月3日現在の受払簿記帳残高)は、年間平均使用枚数の4.4倍相当の286枚となっており、使用見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、新たな受入れを控えるとともに、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。</p>
措置の内容	郵便はがきの保有枚数については、おおむね1年間に使用する枚数のみを保有することとし、余剰分については他の公民館等と調整することにより、適切な保有残高とした。

(2) 市立学校

南郊中学校

監査の結果	平成20年度から繰り越された郵便はがき69枚、往復はがき10枚の計79枚は全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期間保有することは適切でないことから、他校等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。
措置の内容	郵便はがき等の保有枚数については、おおむね1年間に使用する枚数のみを保有することとし、余剰分については近隣中学校へ振り分けることにより、適切な保有残高とした。

(3) 出資団体 (所管部局)

津駅前都市開発株式会社 (都市政策課 (都市整備課 (当時)))

監査の結果	資金の一部について、投資信託等による資産運用が行われているが、市の出資団体であることを踏まえ、より安全で確実な資産運用について検討されたい。
措置の内容	津駅前都市開発株式会社において、元本割れの可能性がある有価証券は平成24年度内ですべて処分がなされ、また、今後は元本の安全性の確保を最優先とするなどの資金運用方針に基づき、より安全で確実な運用を行っていくこととした。